

処理委託契約書追加記載事項(PRTR 法改訂)について

令和 7 年 12 月吉日

株式会社クリーンテック
営業部

お取引業者様各位

師走の候、皆様ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、廃棄物処理法施行規則改正「令和 7 年 4 月 22 日公布、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(環境一五)」に基づき「産業廃棄物の処理委託において、委託者が第一種指定化学物質等取扱事業者であって、かつ、委託する産業廃棄物に第一種指定化学物質(排出量及び移動量を把握しなければならないもの)が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該物質の名称及び量又は割合の情報を委託契約書に含めなければならない。」とされました。

上記改正に基づき、排出事業者(委託者)が処理委託する産業廃棄物について、委託契約書に含めるべき情報がある場合には、法改正の対応(覚書の締結又は契約書の再締結)が必要となりますので、弊社担当営業まで、ご一報いただきたくお願い致します。

なお、排出事業者が、第一種指定化学物質等取扱事業者に該当しない場合、又は該当する場合でも第一種指定化学物質(排出量及び移動量を把握しなければならないもの)を含まない又は付着していない場合には、契約書の変更は不要であるため返信・ご連絡は不要です。将来、これに該当するに至った場合には、その時点で、追加記載事項の内容をお知らせください。

ご不明点等ございましたら、弊社担当営業までお問合せをお願い致します。

ご理解、ご協力の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

以上